



第1編 計画の基本的事項

1 基本計画策定の趣旨

- 熊本県では、より豊かな環境を保全・創造するため、全国に先駆け平成2年10月に熊本県環境基本条例を制定しました。この条例に基づき、平成3年11月に県が行う環境施策の方向などを示す熊本県環境基本指針（以下「基本指針」といいます。）を、また、この基本指針に沿って平成8年12月に熊本県環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しました。
- 基本指針は対象期間を10年間、基本計画は対象期間を5年間としており、平成13年3月に第二次基本指針（平成13～22年度）、それに基づき平成13年3月に第二次基本計画（平成13～17年度）、平成18年3月に第三次基本計画（平成18～22年度）を策定しました。平成23年3月に第三次基本指針（平成23～32年度）、それに基づき平成23年3月に第四次基本計画（平成23年度～平成27年度）を策定しました。
- 第四次基本計画の計画期間が平成27年度までであることから、これまでの取組の成果や課題とともに、新たな動きを踏まえ、第三次基本指針に基づき、第五次基本計画を策定するものです。

2 基本計画の性格

- 基本計画は、熊本県における環境の保全や創造に関する施策の基本となるものです。
- また、市町村や県民、事業者、各種団体などがその地域の喫緊の課題に応じた環境保全や創造のための施策を策定し、取組を実施する際の参考となるものです。
- 今日の環境問題を解決し、「環境立県くまもと」を実現していくためには、様々な主体がそれぞれの役割に応じ、主体的かつ連携して、県民総ぐるみで取り組んでいく必要があることから、県の取組の方向を示しています。
- なお、基本計画中の「地球温暖化対策の推進」に係る部分については、熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく「地球温暖化対策推進計画」及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」として位置付け、「物質循環の推進」に係る部分については、循環型社会形成推進基本法に定められた「その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を推進するための計画」として、また、「環境教育」に係る部分については、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に定められた「その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」として位置付けます。

3 基本計画の対象地域・期間

- 基本計画の対象地域は、熊本県全域です。
- また、基本計画の期間については、平成28年度から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 基本計画の構成

- 基本計画は、次の2つの編から構成されています。
- 第1編「計画の基本的事項」では、基本計画の策定の趣旨、性格、対象地域・期間、構成、前計画の成果と今後の課題、前計画策定後の国内外の動き及び特定課題について示しています。
- 第2編「全体計画」では、熊本県環境基本指針に沿って、6つの環境施策の方向ごとに章を設け、具体的な施策項目ごとに「現状」、「課題」、「施策の方向性」を、また、節の終わりに「数値目標」を示しています。

5 前計画の成果と今後の課題

前計画策定以降の主な成果と今後の課題について、環境施策の方向ごとに記載します。

第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

平成22年3月に制定した熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく、事業活動温暖化対策計画書制度に参加する事業者が年々増加し、産業・業務部門における排出削減に向けた取組が進んでいます。また、家庭部門においても、平成23年3月の東日本大震災以降、節電・省エネ意識の高まりにより、電気等のエネルギー使用量は減少しており、運輸部門においても、低公害車の普及等により、排出量は減少しています。

今後は、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、排出量削減に向けた取組を強化するとともに、既に起こりつつある温暖化の影響に対して、被害を最小化又は回避する「適応策」にも取り組んでいく必要があります。

第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現

一般廃棄物については、平成23、24年度において県民1人1日当たりのごみ排出量が、2年連続全国一少ない県となるなど大きな成果をあげ、循環型社会への歩みを着実に進めています。

今後は、再生利用をより一層促進するため、リサイクル製品等の利用拡大を図る必要があります。また、大規模災害発生時においても、適正な処理と再生利用を確保したうえで、円滑かつ迅速に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておく必要があります。

第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

自然環境保全のために、森林や里地里山の整備を進めてきました。

また、平成23年3月に策定した「生物多様性くまもと戦略」に基づき、各主体において希少野生動植物の保護や環境教育等、生物多様性の保全のための取組を実施してきました。

最近ではスパルティナ（干潟葦）やアライグマなどの新たな特定外来生物が侵入しており、今後はこれらを始めとした外来生物対策を進めていく必要があります。

また、これまでどおり希少な野生動植物を保護していくとともに、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣については、有害鳥獣の管理を強化した改正鳥獣保護管理法（平成27年5月施行）のもと適正な個体数への誘導を図っていく必要があります。

第4章 安全で快適な生活環境の実現

大気環境においては、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について環境基準を達成していますが、光化学オキシダントやPM2.5が喫緊の課題となっており、健康被害の未然防止に向けて迅速な情報提供に取り組む必要があります。

水環境においては、平成24年3月に地下水を公共水とし、一定規模以上の地下水採取を許可制にするなど、熊本県地下水保全条例を改正し、また、「熊本地域地下水総合保全管理計画」（平成20年9月策定）の「第2期行動計画」（平成26年3月策定）を策定しました。さらに、農業の営みで地下水を守る熊本県地下水と土を育む農業推進条例を平成27年3月に制定しました。今後は、地下水と土を育む農業を県民全体で支えていくという意識を醸成するなど、なお一層、地下水の保全対策を強化していく必要があります。

第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

平成23年度から、県内全ての小学5年生が、水俣市にある熊本県環境センターや水俣病資料館を訪問し、公害の原点である水俣病を教訓に、環境問題や水俣病について学んでいます。また、各市町村や民間団体等においては、6月の環境月間を中心に、環境保全活動等の様々な取組が実施されています。

今後は、様々な場で様々な機会を捉えてより一層環境教育が実践されるよう、更なる指導者の育成・確保とともに、環境教育の効果を更に高めるため、身近に存在する地域資源を学習素材として活用することが求められます。

第6章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

環境アセスメントについては、平成26年12月に熊本県環境影響評価条例を改正し、事業の柔軟な計画変更が可能である早期の段階から環境配慮を図る制度を導入しました。また、県の各試験研究機関においては、産・学・行政の連携により環境分野の研究を進めてきました。

今後、企業、団体、学校、市町村等と積極的に連携し、事業における環境配慮や環境問題に係る研究開発を推進していく必要があります。

【前計画の主要数値目標達成状況】

第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

指 標	前計画策定時の数値	前計画の目標値 (H27)	現 状
温室効果ガス(二酸化炭素換算) 総排出量の削減率	(H20:1,125万3千トン)	— (国の削減目標等が明らかになった時点で設定すると していた)	(H25:1,347万8千トン)
地球温暖化防止活動を実践する 県民の割合	74.1% (H22)	90%以上	94.3% (H26)

第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現

指 標	前計画策定時の数値	前計画の目標値 (H27)	現 状
一般廃棄物排出量(年間)	602千トン (H20)	572千トン	565千トン (H25)
産業廃棄物排出量(年間) ※家畜ふん尿、火力発電所ばいじん を除く	3,834千トン (H20)	3,815千トン	3,807千トン (H25)

第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

指 標	前計画策定時の数値	前計画の目標値 (H27)	現 状
針広混交林や複層林の導入面積(累計)	6,840ha (H18～21)	5,300ha (H23～27)	4,146ha (H26)
野生鳥獣の保護・管理(ニホンジカの 頭数)	28,000頭 (H21)	7,000頭	58,000頭 (H26)

第4章 安全で快適な生活環境の実現

指 標	前計画策定時の数値	前計画の目標値 (H27)	現 状
大気に関する環境基準達成率(年間) ①二酸化硫黄 ②一酸化炭素 ③浮遊粒子状物質 ④二酸化窒素 等	①～④100% (H20)	①～④100%	①～④100% (H26)
河川の水質に関する環境基準達成率 (年間) ①BOD	91.5% (H21)	100%	100% (H26)
海域の水質に関する環境基準達成率 (年間) ①COD ②全窒素・全りん	①84.2%(H21) ②57.1%(H21)	①～②100%	①84.2%(H26) ②85.7%(H26)

指 標	前計画策定時の数値	前計画の目標値 (H27)	現 状
熊本地域の地下水かん養増加量 (白川中流域水田かん養量など) (年間量)(* H21～)	1,683万㎡ (H21)	3,020万㎡ (H25)	2,040万㎡ (H26)
地下水の水質に関する環境基準達成率(年間) (硝酸性窒素に係る目標水質の達成度) 〔熊本地域〕 初期目標(H26) ①10mg/L 超過の観測井数 ②5～10mg/L 以下の観測井数 (割合)	(観測井数128) ①19.5% (25/ 観測128) ②25.0% (32/ 観測128) (H21)	初期目標(H26) ①5%以下 ②10%以下	①14.4%(H26) ②25.2%(H26)
〔荒尾地域〕 最終目標(H34) ①10mg/L 超過の観測井数 ②5～10mg/L 以下の観測井数 (割合)	(観測井数35) ①22.9% (8/ 観測35) ②28.6% (10/ 観測35) (H21)	最終目標(H34) ①～②0%	①17.1%(H26) ②34.3%(H26)
景観行政団体移行や自主条例に取り 組む市町村数(累計)	7市町村 (H21)	18市町村(*) (*) 熊本県景観づくり 基本計画のH30年度 末の目標値から推計	16市町村 (H26)

第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

指 標	前計画策定時の数値	前計画の目標値 (H27)	現 状
学校版環境 ISO コンクールにおいて 前年度の取組をもとに実態に応じた 数値目標を設定し、見直しや家庭・地 域と連携した取組を行った公立小中 中学校の割合	64.6% (H21)	90%	98% (H26)
動く環境教室実施回数(年間)	87回 (H21)	80回以上	90回 (H26)
環境月間における環境保全活動等へ の参加者数(年間)	約19万人 (H22)	年々増加	11.8万人 (H26)

第6章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

指 標	前計画策定時の数値	前計画の目標値 (H27)	現 状
戦略的環境アセスメント(計画の策 定段階等早期の段階から環境への配 慮が図られるような制度)の導入	法改正案が国会に提出 中であり、その改正案と の整合性を図るため、情 報収集中	法改正を踏まえた戦略 的環境アセスメントの 導入	配慮書手続(戦略的環境 アセスメント)を平成 26年12月に導入

6 前計画策定後の国内外の動き

第四次基本計画策定（平成23年3月）後の国内外の主な動きは、次のとおりです。

■地球温暖化対策関連

国内では、平成23年3月の東日本大震災以降、エネルギー需給の状況や長期見通しが定まらない状況が続き、火力発電の増加により温室効果ガスの排出量も増加しました。

国においては、「平成32（2020）年度までに平成17（2005）年度比で3.8%削減」という短期目標（暫定）と「平成42（2030）年度までに平成25（2013）年度比で26%削減」という中期目標が決定されています。

平成27（2015）年12月のCOP21で、国際社会における平成32（2020）年以降の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

■循環型社会関連

平成25年4月から、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（略称：小型家電リサイクル法）が施行され、使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、レアメタルなどの資源の有効な利用を図ることとされました。また、平成25年5月には「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、リサイクルよりも優先順位が高い2R（リデュース、リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築や循環資源の高度利用などの方向が示されました。

■自然共生社会関連

平成22年10月に、生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）が愛知県名古屋で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成23年（2011年）以降の新戦略計画（愛知目標）が採択されました。平成24年には、COP10の成果や東日本大震災の経験などを踏まえ、「生物多様性国家戦略2012－2020」が策定され、愛知目標達成に向けたロードマップが示されました。

また、野生鳥獣保護管理においては、平成27年5月、鳥獣保護法の改正が行われ、鳥獣害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められ、法目的に鳥獣の管理が加えられました。

■大気環境・水環境関連

大気環境関連では、平成25年2月に国は専門家会合を開催し、PM2.5の注意喚起に係る暫定指針値を定めました。また、平成26年6月に大気汚染防止法が改正され、アスベストに係る立入権限の対象が拡大されました。

水環境関連では、有害物質による地下水汚染を防止するため、平成24年6月に水質

汚濁防止法の改正法が施行され、有害物質を使用・貯蔵する施設に構造基準が設けられました。また、健全な水循環の維持などを図るため、平成26年7月に水循環基本法が施行され、地下水を含む水を国民共有の貴重な財産と位置付け、水の適正かつ有効な利用の促進などに取り組んでいくこととされました。さらに、「水循環基本計画」が平成27年7月に閣議決定され、国・地方公共団体等が、流域ごとに「流域水循環協議会」を設置し、渇水等への迅速な対応、水質規制等水保全対策の総合的な推進、地下水の利用と保全に関するルール・体制の整備、水環境教育の推進等に取り組むことが盛り込まれました。

■環境教育関連

平成23年6月に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に改正され、様々な主体による協働取組の重要性が明記されました。

また、平成17年から平成26年にかけて、国連で採択された「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」に係る様々な取組が進められてきました。

7 特定課題

<特定課題の考え方>

- 新たな展開が必要となる課題又は熊本県特有の課題のうち、特に計画期間内において県民、事業者及び行政が幅広く連携しながら取り組む必要があるものを、「特定課題」として取り組んでいきます。
- ここに掲げた施策に限らず、環境行政を巡る情勢の変化に的確に対応しながら、効率的、効果的に施策を推進します。

<特定課題一覧表>

	特 定 課 題 名
1	低炭素社会をめざし新たな技術・知見を活用する
(1)	環境配慮型ライフスタイルを定着させる
(2)	水素エネルギーを活用する
(3)	気候変動に適応する
2	地域の循環資源を活用する新たな仕組みをつくる
(1)	再資源化とエネルギー等への有効利用を進める
3	森・里・川・海をつなげ支える
(1)	地下水を守る
(2)	有明海・八代海を再生する
(3)	人と自然が調和した社会をつくる
4	地域の特性を生かした環境教育を進める
(1)	地域資源を活用した環境教育プログラムを実践する

1 低炭素社会をめざし新たな技術・知見を活用する

地球温暖化対策の地域における取組として、県民、事業者、行政が連携して社会を環境負荷の少ないスタイルへ転換していく必要があります。また、水素エネルギーなどの新しい技術・知見を活用し、低炭素社会の実現を目指すとともに、気候変動に適応するための取組を進める必要があります。

(1) 環境配慮型ライフスタイルを定着させる

【概要】

低炭素社会を作り上げるには、節電や省エネルギー・省資源のための行動を、日々の生活やビジネススタイル、社会システムの中に定着させていくことが必要です。昔ながらの知恵や工夫に加え、再生可能エネルギーや省エネ機器、エネルギーマネジメントシステムなどの技術を活用し、無理せずに環境配慮型の生活様式を取り入れる取組を促進します。

【具体的な取組例】

- ・熊本の気候や風土などに合わせて、一人ひとりが続けられる取組を生活や事業活動に取り入れる「くもとらしいエコライフ」の推進を、県民運動として展開します。
- ・国際的なスポーツ大会等の開催を見据え、省エネ・省資源や再生可能エネルギーの活用等、環境配慮型の取組を進めます。
- ・学校や地域への出前講座などで、「くもとらしいエコライフ」について学ぶ「くまエコ学習帳」の活用を進めます。



(2) 水素エネルギーを活用する

【概要】

平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画（第4次）」では、水素が将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことを期待し、水素を本格的に利活用する「水素社会」の実現に向けた取組を加速することがうたわれています。

水素社会の実現に向けた第一歩として、水素を燃料として搭載する燃料電池自動車（FCV）が市販化され、燃料を供給する水素ステーションの整備も進められています。

FCV や水素ステーションの普及は、エネルギーの安定供給、地球温暖化防止、熊本県の産業振興及び災害時における電源供給に資することから、本県においては、平成27年3月に「熊本県燃料電池自動車普及促進計画」を策定し、FCV 等の初期需要の創出及び水素関連産業の振興を図るための取組を行っていきます。

【具体的な取組例】

～率先導入及び普及啓発～

県庁敷地内にパッケージ型の水素ステーションを整備するとともに、FCVを導入しました。今後、これらを活用した水素エネルギーに関する普及啓発に取り組みます。



FCV と水素ステーション

～導入促進及び産業振興～

熊本県内における導入機運の醸成や水素エネルギー関連の産業化の検討を行うための官民合同組織「くまもとFCVプロモ・ミーティング」を設立し、導入促進及び産業振興を図ります。



設立総会の様子

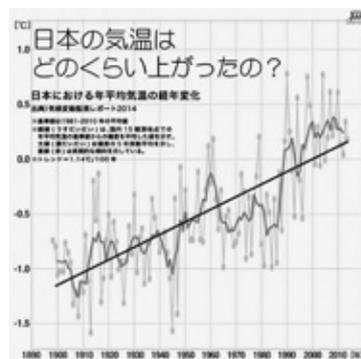
(3) 気候変動に適応する

【概要】

気温の上昇や大雨の増加といった気候変動（温暖化）の影響を軽減するための取組を「適応策」と呼びます。温暖化対策には、温暖化を防止するための「緩和策」と、この「適応策」双方が不可欠であり、緩和と適応を融合させた取組を進めることで、強靱で持続可能な社会づくりに努めます。

【具体的な取組例】

- ・気候変動に関する最新の情報や知見の収集・分析を行います。
- ・台風の強度増大や海面上昇等の気候変動を踏まえ、防災対策を強化します。
- ・暑さに強い作物の研究・開発を行います。
- ・熱中症や感染症など、気温上昇に伴う健康リスクの回避に努めます。



2 地域の循環資源を活用する新たな仕組みをつくる

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化に重きをおいてリサイクルなどを推進していくことに加え、循環を質の面からも捉え、環境保全と安全・安心を確保したうえで、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用し、枯渇が懸念される天然資源等の消費を抑制する取組を、県民、事業者及び行政が連携して進めていく必要があります。

(1) 再資源化とエネルギー等への有効利用を進める

【概要】

本県においても、「もったいない」意識が浸透し、リデュースが進み、リユース製品の活用が定着するような社会、また、リサイクル製品等の安全・安心に関わる基準が設定・遵守され、適切なリサイクルが行われる社会をめざします。

県民や事業者と協働した食べ残しゼロキャンペーンの展開をはじめ、リサイクル製品認証制度の構築、地域の循環資源・バイオマスの利用など廃棄物の再生利用を更に推進します。

【具体的な取組例】

～くまもと食べ残しゼロキャンペーン～

熊本県が県民1人1日当たりのごみ排出量が少ない県として全国上位であり続け、更なる排出抑制に取り組んでいくために、家庭ごみの4割を占める「食品廃棄物」の減量化に向けた運動を県民、飲食店、行政が一体となって展開します。



～熊本県リサイクル製品認証制度～

県内で発生した廃棄物等を利用したリサイクル製品を認証するとともに、認証した製品を広く周知し、公共だけでなく民間での利用を促すことにより、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化及び県内の産業育成等に努めます。



再生資源を利用した壁材

～バイオマスの利活用に関する研究会の開催～

行政や事業者、大学等を構成員とする「くまもと Eco 燃料・バイオマス研究会」において、バイオマスのエネルギー利用等についての情報提供・交換、共同研究などを行います。



3 森・里・川・海をつなげ支える

美しい自然を構成する「森」「里」「川」「海」は、互いにつながり、影響し合っています。しかし行き過ぎた開発や、利用・管理の不足などによって、そのつながりが絶たれたり、それぞれの質が下がってしまったりしています。森里川海の恵みを将来にわたって享受し、豊かな住みよい地域をつくるため、県民、事業者及び行政が連携して取組を進める必要があります。

(1) 地下水を守る

【概要】

熊本県は、環境省の名水百選に選定された8か所の名水をはじめ、1000か所を超す湧水等を擁し、また、水道水源の約8割を地下水で賄うなど、豊かな水資源に恵まれた「水の国」です。特に、人口約100万人を擁する熊本地域（熊本市と周辺10市町村）では、生活用水のほぼ100%を地下水で賄っているほか、工業や農業等の産業を支える重要な基盤ともなっています。しかしながら、一部には、地下水位の低下や硝酸性窒素濃度の増加等が見られるなど、水量・水質両面での保全対策が必要となっています。

こうしたことから、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水は「公共水」という位置付けのもと、様々な主体の連携と協働により、かん養量の増大や採取量の削減、硝酸性窒素削減等に取り組めます。また、平成27年4月から施行された熊本県地下水と土を育む農業推進条例に基づき、県民一体となってきれいで豊かな地下水と肥沃な土を次の世代に引き継ぐ取組を進めます。

【具体的な取組例】

～協働による総合的な地下水保全対策～

行政・事業者・住民等が一体となって熊本地域の地下水保全対策を推進する組織「公益財団法人くまもと地下水財団」（平成24年4月発足）において、協働による地下水保全の取組を推進します。

また、同財団の諮問機関「くまもと地下水会議」の提言を踏まえて県と熊本地域11市町村が策定した「熊本地域地下水総合保全管理計画・第2期行動計画」（平成27年3月策定）に基づき、水量・水質両面での重点的な保全対策に取り組めます。



くまもと地下水会議

～地下水かん養量の確保等～

白川中流域での水田湛水事業のほか、台地部での水田湛水事業の拡大を図ります。また、地下水を育む農産物の消費を促進し、地下水のかん養に大きな機能を果たす水田等を保全することによって、地下水かん養量の確保に取り組めます。



白川中流域での湛水事業

～硝酸性窒素対策の推進～

県内における地下水の硝酸性窒素の濃度の変化を監視するとともに汚染機構の解明等に取り組むほか、「硝酸性窒素削減計画」等に基づき、市町村や関係団体等と連携して情報の共有化を図りながら、地域の状況に応じた対策（生活排水、家畜排せつ物等）に取り組めます。また、「熊本県地下水と土を育む農業の推進に関する計画」に基づき、農業の中での各種対策を推進します。



地下水の年齢調査

～「水の国くまもと」の情報発信の強化～

環境省選定の名水百選をはじめ県内各地にある湧水地等を守る取組を推進するとともに、地域ごとの水との関わりや文化、地域の清冽な水とその水で育まれた農産物等の魅力を県内外に発信し、「水の国くまもと」のアピールを更に強化します。



山吹水源

(2) 有明海・八代海を再生する

【概要】

有明海・八代海は特色ある自然環境と豊かな生態系を持ち、かつては「豊穡の海」と呼ばれていました。平成12年度に有明海・八代海で赤潮が発生し、魚類養殖やノリ養殖への甚大な被害がありました。これを発端として、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律が制定されました。以来、国や関係県と連携しながら、生活排水対策や森林機能の向上、漁業環境改善対策等川上から川下、海に至るまでの総合的な対策に取り組んできました。

海域環境の改善は息の長い取組が必要ですが、熊本の宝である有明海・八代海の豊かな自然環境と水産資源を次世代へと継承していくことが、私たちの重要な責務です。

そのためには、県民一人ひとりが身近な海の環境を理解し、保全活動に取り組むことができるよう、漁業者や関係団体、県民、行政等の連携体制の強化に努めるとともに、森、里、川、海のつながりにおいて総合的な対策に取り組めます。

【具体的な取組例】

～連携強化により推進する取組～

- 間伐、下草刈等による水資源のかん養機能、土砂崩壊防止機能等森林機能向上の取組
- 下水道、集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設の整備推進
- 「くまもとグリーン農業」の推進
- 工場・事業場からの排水規制
- 覆砂、作れい^{*}、海底耕うん等の底質環境改善対策の推進
- 藻場の造成等による漁場環境改善対策の推進
- 漁場環境改善計画の着実な実施
- 種苗放流や資源管理の推進
- 川や海的环境保全に向けた普及啓発活動の推進



海底耕うん

^{*}作れいとは、潮通しがよくなるように浅海に水路を掘ることです。

(3) 人と自然が調和した社会をつくる

【概要】

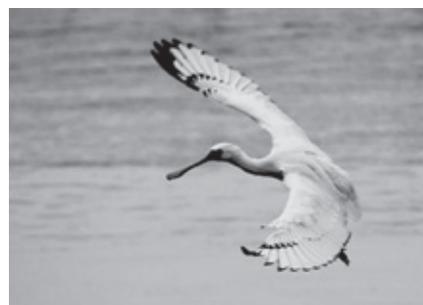
阿蘇の雄大な草原や九州中央山地の山々、また有明海の干潟や天草の島々などの豊かな自然環境に恵まれた本県には、多種多様な動植物が生息しています。ここで生み出される様々な恵みは、私たちの「いのち」と「暮らし」を支えており、これは次の世代に引き継いでいかねばなりません。

【具体的な取組例】

指定希少野生動植物やその生息地等保護区の見直しを行い、希少野生動植物の保護を推進します。

新たに侵入したスパルティナやアライグマなどの特定外来生物の対策に取り組みます。

野生鳥獣の保護とともに、野生鳥獣による農林水産物等の被害を低減するため、ニホンジカ、イノシシなど増えすぎた野生鳥獣の管理に取り組みます。



4 地域の特性を生かした環境教育を進める

本県においては、熊本県環境センターを環境教育の拠点として、「熊本県環境教育基本指針」に基づき、家庭、地域、学校、事業者、民間団体、行政などが連携・協力を図り、「あらゆる活動を展開するに当たっては、環境への配慮を当たり前のこととして行う」という「環境立県くまもと」の実現に向けた取組を進めてきました。

今後は、さらに、地域の特性を生かしたより質の高い環境教育を進め、自主的かつ継続した環境保全活動につなげていきます。

(1) 地域資源を活用した環境教育プログラムを実践する

【概要】

本県には、各地に自然や再生可能エネルギーなど多くの地域資源が存在しており、これらを学習素材として有効に活用した環境教育をモデル的に展開していきます。

また、熊本県環境センターにおいては、様々な環境体験学習を実施しており、今後とも地域と連携した環境教育に取り組んでいきます。

【具体的な取組例】

～県北地域におけるモデル的取組～

県北地域には、荒尾干潟や阿蘇、小岱山、万田坑、メガソーラー、最終処分場エコくまもとなど、環境教育の素材となる資源があります。

エコくまもとを県北の拠点と位置付け、こうした資源を活用し、「自然体験」、「再生可能エネルギー」、「循環型社会」をテーマとした教育プログラムを実施します。



自然体験

～環境センターにおける地域と連携した環境教育～

熊本県環境センターにおいては、地引き網体験や里地里山体験教室、星空観察会など、地域ならではの環境体験学習を引き続き実施します。

さらに、市町村や民間団体などが行う地域イベントなどとタイアップした講座の実施など、地域と連携した効果的な環境教育を進めます。



地引き網体験